

特67

315

加納神社略記

013918-000-4

特67-315

加納神社略記

豊浜 篤三/著

M25

ABB-0158



非賣品

加納神社略記

加納神社祠掌 豊濱篤三謹

神社は伊賀郡美濃波多村大字新田に在り新田は舊獨立村にして

明治廿二年四月町村制に據り上小波田下小波田中村東田原の四村を合併せるなり

加納神社は我伊賀郡美濃波村なる新田を開き玉へる加納直盛君の靈を祭れるなり神君の先は肥前守直虎と曰ひ江州坂田郡加納村に居り畫萬五千石を領し直則直長の二世を経て藤左衛門直成に至り文録中藤堂高虎公に仕へ高麗關ヶ原大坂等の役皆軍に從ひて殊功あり祿千石を受て伊豫に住し高虎公の移封に及び從ふて伊賀に徙り奉行に任じて名聲あり神君は實に其長子たり慶長十五年を以て伊賀上野に生れ玉ひ寛永五年十九にして召されて江戸に在り勤功に依りて祿三百



石を給せられ又虎皮靴覆羅紗羽織等の賜を得同十三年六月父直成歿す神君乃ち蔭を以祿職を襲ひ奉行を爲り壹千三百石を領し後増給壹千八百石に至る神君初彌兵衛を稱し家を承けて藤左衛門を襲稱し別に潜龍を號す神君天性慈仁にして識量あり平生國利民福を興すと以志を爲し新田の開墾に於て最其心力を盡し玉へり抑新田は往昔美濃原(又御野原)を稱し原野ふりしが神君適此に巡檢して其荒蕪を惜み玉ひ之を開墾して田圃と爲せば近郷の貧民各其産に就くを得て藩國の利益必多からんと宣ひ乃開墾の事を計畫し承應三年九月藩計を受け家祿を擲ち工費を充て多く役夫を募り躬自畚鍤を執りて之に先ち玉ひければ工事頗る進み是歲既に數町の地を開墾せり翌明暦元年正月養水の源を南方小波田の山中に求得て其處に六拾間餘の堤防を築き池を鑿ちて水お蓄へけり之お大池と稱ぬ又大池より五拾町餘

の水路を通じて新田に導きけり之を小波田井溝と稱ふ其工事共々容易ならざりしを神君督勵官を得數月を経て全く落成し同年植附の田地五十餘町に及ぶ此時民家の建造を亦殆ど百戸に近く初て村里の形を成し新田村を稱なへたり同三年夏旱魃の害ありて里民甚愁苦せしが神君は爲し事業の屈退せんことを憂ひ百方救護し且之を勸奨し玉ひ萬治三年八月に至り開墾の段別百五拾餘町と爲り事業略整頓したるを以田地は其經界を正して里民に分配せり開墾の創始より此に至るまで七箇年其間百般の事神君の皆自經理し玉ふ所にして其苦心知る可きなり然るに神君尙謂ひ玉ふ曩に大池を鑿ち水路を通じたるを田野の闢くるに隨ひ灌溉必欠乏すべく且天災を亦圖る可めらざれば今より宜しく別に完全のものを造り之に備ふべしと寛文の初年更し高尾山より長大の水路を開通し玉へり高尾山は新田の東南二里餘を隔

て其間山壑相疊なり通水極充て難澁なりしに神君は種々意匠を費し
 夜間數十人をして炬火を携へ指揮し應じて山壑の間は進退せし之
 を標準として線路の高低曲直を測量し玉ひ然後絶壁は數十尺の巨
 樋を架ち低地は數十間の高堤を築く等至難の功を施し漸三里二十
 町餘の水路を開通し新田は達するこを得其水量の充足するこを小
 波田井溝は數倍せり之を高尾井溝を稱ぬ因て又分水の争論は防が
 が爲井溝各處に一定の水戸數百を設置し段別お度り時間お限り遠近
 均く灌漑し猥も増減するこをね得ざるの法規に立て分水戸帳を傳へ
 て永久之よ由らとたり於是神君の功績彌著く老若男女皆其恩德
 お感戴し謳歌せざるは莫と寛文三年秋神君は逐年地味稍熟し收穫稍
 増加するを見て里民よ命じ始て貢米百三十餘石を藩府に上納せし之
 併せて開墾の成功を告げしは藩主は神君積年の盡力果して能く上

下の利益以興したりやて大よ其功を褒稱して祿五百石を加授され神
 君の譽名一藩に轟けり爾後神君は専ら里民を撫育し産業の盛興を謀
 り玉ひしが不幸よして忽疾に罹て終命し玉へり其危篤なるよ及びて
 同僚中小路五郎右衛門やいふ者來訪して遺言を乞ひければ神君は枕
 を敲て懇よ託くして曰はく我幼より國恩を享けしこと山海を管なら
 ず其萬一を酬ひと欲して美濃原の開墾を企て二十年來心力を勞し開
 墾は纔よ功を奏したれども里民休養の道未だ盡ざる所あるは遺憾
 の限なり我死するの後新田は居住する者は現時の小成よ安ぜず益獎
 來の大成を謀るべし且我藩の人民たる者は何人と雖平生忠君愛國の
 志を奮ひ殖産興業勉て怠らざらんこを是我が切よ希望する所なり
 幸に此旨里民を首せし衆庶一般よ傳へよと遂よ其家よ瞑目し玉へり
 實よ延寶元年十二月九日享年六十四なり里民之を聞て皆感泣し其死

と哀惜すること父母を喪ふに異ならん遺骸は上野城南寺町大善超誓寺に葬り豊碑に神君の姓名を記せり同三年夏霖雨ありて小波田なる大池の堤防壞崩し其水路を隨ひて塞がりければ里民は一時其變災に驚きたれども高尾井溝の堅固にして潤澤餘あるに安堵し彌神君先見の智に服したりや心ふ神君歿後藩主は神君の功績を追思して里民に諭すに建社報恩の事を以したるに里民も亦固よ其志あり享保十六年十一月逐一祠を里の北方字上臈塚に建設し其靈を奉祀して加護を禱り今に至るまで年々祭禮を怠らざり此社即是なり蓋神君は慈仁の心を以國利民福を謀り玉ひ新田開墾の事よ於ける一身之に任じ家祿を擲て費用を支へ千辛萬苦經營督勵を半途早害に遇ひたるを爲に其志を屈せず小波田井溝の外又高尾井溝を開きて天災に備へ一定の水戸お設けて水論に防ぎ且死に臨みて遺諭するに忠君愛國殖産興業の

事を以玉へるが如き一やして深謀遠慮よ出ざるはあく其徳の盛なる其業の廣きこや人を以て欽崇景仰に勝へざらしむ今や新田の里は開墾以後二百廿餘年よ過ぎすや雖沃土南北よ開け民居東西に連り農工商賈の繁榮は郡内屈指の處や爲り戸數壹百七拾餘人口八百五拾餘田圃其他段別貳百拾餘町地價七萬貳千餘圓よして政府よ納むる所の租額は壹千八百餘圓よ至れり之を當時荒蕪の原野よとて寸田の耕やすべき者無く一民の住する者無きの時よ比ぶれば其進化實よ驚くよ堪たり是皆神君の遺恩餘澤よ頼すんはあらん嗚呼神君の遺恩餘澤は新田人民の夙夜緩る可がらざる所にして其功德は千載よ傳へて益光輝ありや謂ゆべき哉

附言世俗神君の事を傳へて備中石塔山の鐵坑よ關玉ひ一や云へり當時の記録を考ふるに神君は固よ之に關係し玉はざるの

みならは鑛坑の件は實は天和元年即神君歿後九年に在れば俗傳の妄なること辨を須す

明治廿五年十一月五日印
同 廿五年十一月十日出版

兼發行者

豐濱篤三

三重縣伊賀國伊賀郡美濃波多村大字新田百三十一番屋敷

印刷者

服部西六

同縣同國名張郡名張町字峽間聚珍館活版所在

印刷所

芳澤聚珍館
同所

